

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

平成二二・三・二九  
政令一三八

改正 平成二二・六・七政令三三三 平成二三・三・三政令五六 平成二三・二・二  
八政令四四一 平成一四・二・一八政令三八六 平成一五・一・三一政令二八  
平成一六・三・一九政令四七 平成一六・一〇・二七政令三三八

(第一種指定化学物質)

第一条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

(第二種指定化学物質)

第二条 法第二条第三項の第二種指定化学物質は、別表第二のとおりとする。

(業種)

第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 金属鉱業
- 二 原油及び天然ガス鉱業
- 三 製造業
- 四 電気業
- 五 ガス業
- 六 熱供給業
- 七 下水道業

八 鉄道業

九 倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)

十 石油卸売業

十一 鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)

十二 自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)

十三 燃料小売業

十四 洗濯業

十五 写真業

十六 自動車整備業

十七 機械修理業

十八 商品検査業

十九 計量証明業(一般計量証明業を除く。)

二十 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)

二十一 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)

二十二 高等教育機関(附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)

二十三 自然科学研究所

(第一種指定化学物質等取扱事業者の要件)

第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品(法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。))に含

有されるものを含む。)であつて、特定第一種指定化学物質(別表第一第二十六号、第四十二号、第六十号、第六十九号、第七十七号、第七十九号、第二百三十二号、第二百五十二号、第二百九十四号、第二百九十五号、第二百九十九号及び第三百四十三号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。)以外のもの(1)から(16)までのいずれかの質量(その第一種指定化学物質が次の(1)から(16)までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(16)までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質」という。)が一トン以上である事業所を有していること。

- (1) 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
- (2) 別表第一第二十五号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
- (3) 別表第一第六十四号に掲げる第一種指定化学物質 銀
- (4) 別表第一第六十八号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (5) 別表第一第一百号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
- (6) 別表第一第一百八号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- (7) 別表第一第一百七十五号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- (8) 別表第一第一百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- (9) 別表第一第一百七十八号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- (10) 別表第一第二百七号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- (11) 別表第一第二百三十号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- (12) 別表第一第二百四十三号に掲げる第一種指定化学物質 バリウム
- (13) 別表第一第二百八十三号に掲げる第一種指定化学物質 ぶつ素
- (14) 別表第一第三百四号に掲げる第一種指定化学物質 ほつ素
- (15) 別表第一第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質 マン

ガン

- (16) 別表第一第三百四十六号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

ロ その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。)のいずれかの質量(その特定第一種指定化学物質が次の(1)から(5)までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(5)までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質」という。)が〇・五トン以上である事業所を有していること。

- (1) 別表第一第六十号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
- (2) 別表第一第六十九号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (3) 別表第一第二百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (4) 別表第一第二百五十二号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
- (5) 別表第一第二百九十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- 八 前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の経済産業省令で定める施設を設置していること。
- 二 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。
- ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。

- へ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）
- 第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。
- 二 常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。

（法第二条第五項第一号の政令で定める要件）

第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

（法第二条第六項の政令で定める要件）

第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量（別表第二第九号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するインジウムの質量、同表第四十四号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するタリウムの質量、同表第五十号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するテルルの質量）の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品

- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

（審議会等で政令で定めるもの）

第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

|        |            |
|--------|------------|
| 厚生労働大臣 | 薬事・食品衛生審議会 |
| 経済産業大臣 | 化学物質審議会    |
| 環境大臣   | 中央環境審議会    |

（手数料の額等）

第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき二十円
- 二 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格×六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき八十円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円を加えた額
- 三 光ディスク（日本工業規格×〇六〇六及び×六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき二百円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円（法第十条第二項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項のすべてを複写したものの交付をする場合にあつては、二百メガバイトまでごとに九百円）を加えた額

- 四 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。） 一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項のすべてを複写させる場合にあつては、二百メガバイトまでごとに八百八十円）を加えた額
- 2 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に記入印紙をはつて納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもつて納めることができる。
- 3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか、送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

（磁気ディスクによる届出又は請求の方法）

第九条 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第五条第二項の規定による届出又は法第六条第一項若しくは第八項の請求（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあつては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあつては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第十条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十一条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

附 則（抄）

（施行期日）  
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十二年三月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

附 則（平成二二・六・七政令三三三）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三・三・三政令五六）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成二三・二・二八政令四四一）

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規

定を除く。( )の施行の日(平成十四年一月十二日)から施行する。

附 則(平成一四・一二・一八政令三八六)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。「以下略」

附 則(平成一五・一・三二政令二八)

(施行期日)

第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。「以下略」

附 則(平成一六・三・一九政令四七)

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則(平成一六・一〇・二七政令三二八)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。「以下略」

別表第一（第一条関係）

- 一 亜鉛の水溶性化合物
- 二 アクリルアミド
- 三 アクリル酸
- 四 アクリル酸エチル
- 五 アクリル酸二（ジメチルアミノ）エチル
- 六 アクリル酸メチル
- 七 アクリロニトリル
- 八 アクロレイン
- 九 アジピン酸ビス（二 エチルヘキシル）
- 十 アジポニトリル
- 十一 アセトアルデヒド
- 十二 アセトニトリル
- 十三 ニ・ニ アゾビスイソブチロニトリル
- 十四 オルト アニシジン
- 十五 アニリン
- 十六 ニ アミノエタノール
- 十七 N（ニ アミノエチル） 一・ニ エタンジアミン（別名 ジエチレントリアミン）
- 十八 五 アミノ 一 「ニ・六 ジクロロ 四（トリフルオロメチル）フェニル」 三 シアノ 四 「（トリフルオロメチル）スルフィニル」ピラゾール（別名フィプロニル）
- 十九 三 アミノ 一 H 一・ニ・四 トリアゾール（別名アミトロール）
- 二十 二 アミノ 四 「ヒドロキシ（メチル）ホスフィノイル」酪酸（別名グルホシネート）
- 二十一 メタ アミノフェノール
- 二十二 アリルアルコール
- 二十三 一 アリルオキシ 二・三 エポキシプロパン

- 二十四 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- 二十五 アンチモン及びその化合物
- 二十六 石綿
- 二十七 三 イソシアナトメチル 三・五・五 トリメチルシクロヘキシル「イソシアネート
- 二十八 イソブレン
- 二十九 四・四 イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールA）
- 三十 四・四 イソプロピリデンジフェノールと一 クロロ 二・三 エポキシプロパンの重縮合物（別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂）（液状のものに限る。）
- 三十一 二・二 「イソプロピリデンビス」（二・六 ジブromo 四・一 フェニレン）オキシ」ジエタノール
- 三十二 ニ イミダゾリジンチオン
- 三十三 一・一 「イミノジ（オクタメチレン）」ジゲアニジン（別名イミノクタジン）
- 三十四 エチル「二」四（六 クロロ 二 キノキサリニルオキシ）フェノキシ」プロピオナート（別名キザロホップエチル）
- 三十五 S エチル「二」（四 クロロ 二 メチルフェノキシ）チオアセタート（別名フェノチオール又はMCPAチオエチル）
- 三十六 O エチル「O」（六 ニトロ メタ トリル）「セカンダリ ブチルホスホルアミドチオアート（別名ブタミホス）」
- 三十七 O エチル「O」四 ニトロフェニル「フェニルホスホチオアート（別名EPN）」
- 三十八 N（一 エチルプロピル） 二・六 ジニトロ 三・四 キシリジン（別名ペンディメタリン）
- 三十九 S エチル「ヘキサヒドロ 一 H アゼピン 一 カルボチオアート（別名モリネート）」

四十 エチルベンゼン  
 四十一 エチレンジイミン  
 四十二 エチレンオキシド  
 四十三 エチレングリコール  
 四十四 エチレングリコールモノエチルエーテル  
 四十五 エチレングリコールモノメチルエーテル  
 四十六 エチレンジアミン  
 四十七 エチレンジアミン四酢酸  
 四十八 N・N エチレンビス(ジチオカルバミン酸) 亜鉛(別名ジネブ)  
 四十九 N・N エチレンビス(ジチオカルバミン酸) マンガン(別名マンネブ)  
 五十 N・N エチレンビス(ジチオカルバミン酸) マンガンとN・N エチレンビス(ジチオカルバミン酸) 亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)  
 五十一 一・一 エチレン 二・二 ビピリジニウム $\equiv$ ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)  
 五十二 四 エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)  
 五十三 五 エトキシ 三 トリクロロメチル 一・二・四 チアジアゾール(別名エクロメゾール)  
 五十四 エピクロロヒドリン  
 五十五 二・三 エポキシ 一 プロパノール  
 五十六 一・二 エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)  
 五十七 二・三 エポキシプロピル $\equiv$ フェニルエーテル  
 五十八 一 オクタノール  
 五十九 パラ オクチルフェノール  
 六十 カドミウム及びその化合物  
 六十一 イブシロン カプロラクタム  
 六十二 二・六 キシレノール

六十三 キシレン  
 六十四 銀及びその水溶性化合物  
 六十五 グリオキサール  
 六十六 グルタルアルデヒド  
 六十七 クレゾール  
 六十八 クロム及び三価クロム化合物  
 六十九 六価クロム化合物  
 七十 クロロアセチル $\equiv$ クロリド  
 七十一 オルト クロロアニリン  
 七十二 パラ クロロアニリン  
 七十三 メタ クロロアニリン  
 七十四 クロロエタン  
 七十五 二 クロロ 四 エチルアミノ 六 イソプロピルアミノ 一・三・五 トリアジン(別名アトラジン)  
 七十六 二 クロロ 二 エチル N (二 メトキシ 一 メチルエチル) 六 メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)  
 七十七 クロロエチレン(別名塩化ビニル)  
 七十八 三 クロロ N (三 クロロ 五 トリフルオロメチル 二 ピリジル) アルファ・アルファ・アルファ トリフルオロ 二・二・六 ジニトロ パラ トルイジン(別名フルアジナム)  
 七十九 一 「二」 「二」 クロロ 四 (四 クロロフェノキシ) 「フェニル」 四 メチル 一・三 ジオキソラン 二 イル」 「メチル」 一 H 一・二・四 トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)  
 八十 クロロ酢酸  
 八十一 二 クロロ 二・六 ジエチル N (二 プロポキシエチル) アセトアニリド(別名プレチラクロール)  
 八十二 二 クロロ 二・六 ジエチル N (メトキシメチル) アセトアニリド(別名アラクロール)

八十三 一 クロロ 二・四 ジニトロベンゼン  
 八十四 一 クロロ 一・一 ジフルオロエタン (別名 H C F C  
 一四二b)  
 八十五 クロロジフルオロメタン (別名 H C F C 二二)  
 八十六 二 クロロ 一・一・一・二 テトラフルオロエタン (別  
 名 H C F C 一二四)  
 八十七 クロロトリフルオロエタン (別名 H C F C 一三三)  
 八十八 クロロトリフルオロメタン (別名 C F C 一三)  
 八十九 オルト クロロトルエン  
 九十 二 クロロ 四・六 ビス (エチルアミノ) 一・三・五  
 トリアジン (別名 シマジジン 又は C A T)  
 九十一 三 クロロプロペン (別名 塩化アリル)  
 九十二 四 クロロベンジル<sup>II</sup> N (二・四 ジクロロフェニル)  
 二 (一 H 一・二・四 トリアゾール 一 イル) チオアセ  
 トイミダート (別名 イミベンコナゾール)  
 九十三 クロロベンゼン  
 九十四 クロロペンタフルオロエタン (別名 C F C 一一五)  
 九十五 クロロホルム  
 九十六 クロロメタン (別名 塩化メチル)  
 九十七 (四 クロロ 二 メチルフェノキシ) 酢酸 (別名 M C P  
 又は M C P A)  
 九十八 二 クロロ N (三 メトキシ 二 チエニル) 二・  
 六 ジメチルアセトアニリド (別名 テニルクロール)  
 九十九 五酸化バナジウム  
 百 コバルト及びその化合物  
 百一 酢酸二 エトキシエチル (別名 エチレングリコールモノエチ  
 ルエーテルアセテート)  
 百二 酢酸ピニル  
 百三 酢酸二 メトキシエチル (別名 エチレングリコールモノメチ

ルエーテルアセテート)  
 百四 サリチルアルデヒド  
 百五 アルファ シアノ 三 フェノキシベンジル<sup>II</sup> N (二ク  
 ロロ アルファ・アルファ・アルファ トリフルオロ パラ  
 リル) D バリナート (別名 フルバリネート)  
 百六 アルファ シアノ 三 フェノキシベンジル<sup>II</sup> 二 (四ク  
 ロロフェニル) 三 メチルブチラート (別名 フェンバレート  
 )  
 百七 アルファ シアノ 三 フェノキシベンジル<sup>II</sup> 三 (二・二  
 ジクロロピニル) 二・二 ジメチルシクロプロパンカルボキ  
 シラート (別名 シペルメトリン)  
 百八 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)  
 百九 二 (ジエチルアミノ) エタノール  
 百十 N・N ジエチルチオカルバミン酸 S 四 クロロベンジル  
 (別名 チオベンカルブ 又は ベンチオカーブ)  
 百十一 N・N ジエチル 三 (二・四・六 トリメチルフェニ  
 ルスルホニル) 一 H 一・二・四 トリアゾール 一 カルボ  
 キサミド (別名 カフェンストロール)  
 百十二 四塩化炭素  
 百十三 一・四 ジオキサソ  
 百十四 シクロヘキシルアミン  
 百十五 N シクロヘキシル 二 ベンゾチアゾールスルフェニア  
 ミド  
 百十六 一・二 ジクロロエタン  
 百十七 一・一 ジクロロエチレン (別名 塩化ビニリデン)  
 百十八 シス 一・二 ジクロロエチレン  
 百十九 トランス 一・二 ジクロロエチレン  
 百二十 三・三 ジクロロ 四・四 ジアミノジフェニルメタン  
 百二十一 ジクロロジフルオロメタン (別名 C F C 一二)



百二十二 三・五 ジクロロ N (一・一 ジメチル ニ プロ  
 ピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)  
 百二十三 ジクロロテトラフルオロエタン (別名 CFC 一四)  
 百二十四 ニ・二 ジクロロ 一・一・一 トリフルオロエタン (別  
 名 HCF C 一三三)  
 百二十五 ニ・四 ジクロロ アルファ・アルファ・アルファ ト  
 リフルオロ 四 ニトロ メタ トルエンスルホンアニリド (別  
 名フルスルファミド)  
 百二十六 ニ「四 (ニ・四 ジクロロ メタ トルオイル)  
 一・三 ジメチル 五 ピラゾリルオキシ」 四 メチルアセト  
 フェノン (別名ベンゾフェナツプ)  
 百二十七 一・二 ジクロロ 三 ニトロベンゼン  
 百二十八 一・四 ジクロロ ニ ニトロベンゼン  
 百二十九 三 (三・四 ジクロロフェニル) 一・一 ジメチル  
 尿素 (別名ジウロン又は DC MU)  
 百三十三 (三・四 ジクロロフェニル) 一 メトキシ 一  
 メチル尿素 (別名リニューロン)  
 百三十一 ニ・四 ジクロロフェノキシ酢酸 (別名ニ・四 D 又は  
 ニ・四 P A)  
 百三十二 一・一 ジクロロ 一 フルオロエタン (別名 HCF C  
 一四一 b)  
 百三十三 ジクロロフルオロメタン (別名 HCF C 二一)  
 百三十四 一・三 ジクロロ ニ プロパノール  
 百三十五 一・二 ジクロロプロパン  
 百三十六 三・四 ジクロロプロピオンアニリド (別名プロパニル  
 又は DCP A)  
 百三十七 一・三 ジクロロプロペン (別名 D D)  
 百三十八 三・三 ジクロロベンジジン  
 百三十九 オルト ジクロロベンゼン

百四十 パラ ジクロロベンゼン  
 百四十一 ニ「四 (ニ・四 ジクロロベンゾイル) 一・三  
 ジメチル 五 ピラゾリルオキシ」アセトフェノン (別名ピラゾ  
 キシフェン)  
 百四十二 四 (ニ・四 ジクロロベンゾイル) 一・三 ジメチ  
 ル 五 ピラゾリル 四 トルエンスルホナート (別名ピラゾレ  
 ート)  
 百四十三 ニ・六 ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロロベニル又  
 は DB N)  
 百四十四 ジクロロペンタフルオロプロパン (別名 HCF C 二二  
 五)  
 百四十五 ジクロロメタン (別名塩化メチレン)  
 百四十六 ニ・三 ジシアノ 一・四 ジチアアントラキノン (別  
 名ジチアノン)  
 百四十七 一・三 ジチオラン ニ イリデンマロン酸ジイソプロ  
 ピル (別名イソプロチオラン)  
 百四十八 ジチオりん酸 O エチル S・S ジフェニル (別名エ  
 ディフェンホス又は EDD P)  
 百四十九 ジチオりん酸 S ニ (エチルチオ) エチル O・O  
 ジメチル (別名チオメトン)  
 百五十 ジチオりん酸 O エチル O (四 メチルチオフェニル  
 ) S ノルマル プロピル (別名スルプロホス)  
 百五十一 ジチオりん酸 O・O ジエチル S (二 エチルチオ  
 エチル) (別名エチルチオメトン又はジスルホトン)  
 百五十二 ジチオりん酸 O・O ジエチル S 「(六 クロロ  
 ニ・三 ジヒドロ ニ オキソベンゾオキサゾリニル) メチル」  
 (別名ホサロン)  
 百五十三 ジチオりん酸 O ニ・四 ジクロロフェニル O エチ  
 ル S プロピル (別名プロチオホス)

百五十四 ジチオリン酸S (二・三 ジヒドロ 五 メトキシ  
 二 オキソ 一・三・四 チアジアゾール 三 イル)メチル  
 O・O ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)  
 百五十五 ジチオリン酸O・O ジメチル S 一・二 ビス(エ  
 トキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)  
 百五十六 ジチオリン酸O・O ジメチル S 「(N メチルカ  
 ルバモイル)メチル」(別名ジメトエート)  
 百五十七 ジニトロトルエン  
 百五十八 二・四 ジニトロフェノール  
 百五十九 ジフェニルアミン  
 百六十 二 (ジ ノルマル ブチルアミノ)エタノール  
 百六十一 N ジブチルアミノチオ N メチルカルバミン酸二・  
 三 ジヒドロ 二・二 ジメチル 七 ベンゾ「b」フラニル(別  
 名カルボスルファン)  
 百六十二 ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン 二四〇二  
 )  
 百六十三 二・六 ジメチルアニリン  
 百六十四 三・四 ジメチルアニリン  
 百六十五 N・N ジメチルチオカルバミン酸S 四 フェノキシ  
 ブチル(別名フェノチオカルブ)  
 百六十六 N・N ジメチルドデシルアミン=N オキシド  
 百六十七 ジメチル二・二・二 トリクロロ 一 ヒドロキシエ  
 チルホスホナート(別名トリクロロホン又はDEP)  
 百六十八 一・一 ジメチル 四・四 ピピリジニウム塩(次号に  
 掲げるものを除く。)  
 百六十九 一・一 ジメチル 四・四 ピピリジニウムジクロリ  
 ド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)  
 百七十 N (一・二 ジメチルプロピル) N エチルチオカル  
 バミン酸S ベンジル(別名エスプロカルブ)

百七十一 三・三 ジメチルベンジジン(別名オルト トリジン)  
 百七十二 N・N ジメチルホルムアミド  
 百七十三 二 「(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ」二  
 フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)  
 百七十四 三・五 ジヨード 四 オクタノイルオキシベンゾニト  
 リル(別名アイオキシニル)  
 百七十五 水銀及びその化合物  
 百七十六 有機スズ化合物  
 百七十七 スチレン  
 百七十八 セレン及びその化合物  
 百七十九 ダイオキシン類  
 百八十 二 チオキソ 三・五 ジメチルテトラヒドロ 二H 一  
 ・三・五 チアジジン(別名ダゾメット)  
 百八十一 チオ尿素  
 百八十二 チオフェノール  
 百八十三 チオリン酸O 一 (四 クロロフェニル) 四 ピラ  
 ソリル O エチル S プロピル(別名ピラクロホス)  
 百八十四 チオリン酸O 四 シアノフェニル O・O ジメチル  
 (別名シアノホス又はCYAP)  
 百八十五 チオリン酸O・O ジエチル O (二 イソプロピル  
 六 メチル 四 ピリミジニル)(別名ダイアジノン)  
 百八十六 チオリン酸O・O ジエチル O (六 オキソ 一  
 フェニル 一・六 ジヒドロ 三 ピリダジニル)(別名ピリダ  
 フェンチオン)  
 百八十七 チオリン酸O・O ジエチル O 二 キノキサリニル  
 (別名キナルホス)  
 百八十八 チオリン酸O・O ジエチル O (三・五・六 トリ  
 クロロ 二 ピリジル)(別名クロルピリホス)  
 百八十九 チオリン酸O・O ジエチル O (五 フェニル 三

イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)  
 百九十 チオりん酸O 二・四 ジクロロフェニル O・O ジエ  
 チル(別名ジクロフェンチオン又はECP)  
 百九十一 チオりん酸O・O ジメチル S 「ニ」「一」(N  
 メチルカルバモイル)エチルチオ「エチル」(別名バミドチオン  
 )  
 百九十二 チオりん酸O・O ジメチル O (三 メチル 四  
 ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)  
 百九十三 チオりん酸O・O ジメチル O (三 メチル 四  
 メチルチオフェニル) (別名フェンチオン又はMPP)  
 百九十四 チオりん酸O 三・五・六 トリクロロ 二 ピリジル  
 O・O ジメチル(別名クロルピリホスメチル)  
 百九十五 チオりん酸O 四 ブロモ 二 クロロフェニル O  
 エチル S プロピル(別名プロフェノホス)  
 百九十六 チオりん酸S ベンジル O・O ジイソプロピル(別  
 名イプロベンホス又はIBP)  
 百九十七 デカブロモジフェニルエーテル  
 百九十八 一・三・五・七 テトラアザトリシクロ「三・三・一・  
 一」<sup>三・七</sup>デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)  
 百九十九 テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル  
 又はTPN)  
 二百 テトラクロロエチレン  
 二百一 テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC 一一二)  
 二百二 テトラヒドロメチル無水フタル酸  
 二百三 テトラフルオロエチレン  
 二百四 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチ  
 ラム)  
 二百五 テレフタル酸  
 二百六 テレフタル酸ジメチル

二百七 銅水溶性塩(錯塩を除く。)  
 二百八 トリクロロアセトアルデヒド  
 二百九 一・一・一 トリクロロエタン  
 二百一〇 一・一・二 トリクロロエタン  
 二百一〇 トリクロロエチレン  
 二百一二 二・四・六 トリクロロ 一・三・五 トリアジン  
 二百一三 トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC 一一三)  
 二百一四 トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)  
 二百一五 二・二・二 トリクロロ 一・一・一 ビス(四 クロロフ  
 エニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)  
 二百一六 (三・五・六 トリクロロ 二 ピリジル)オキシ酢酸  
 (別名トリクロピル)  
 二百一七 トリクロロフルオロメタン(別名CFC 一一)  
 二百一八 一・三・五 トリス(二・三 エポキシプロピル)一  
 ・三・五 トリアジン 二・四・六(一H・三H・五H) トリ  
 オン  
 二百一九 二・四・六 トリニトロトルエン  
 二百二〇 アルファ・アルファ・アルファ トリフルオロ 二・六  
 ジニトロ N・N ジプロピル パラ トルイジン(別名トリ  
 フルラリン)  
 二百二一 二・四・六 トリプロモフェノール  
 二百二二 トリプロモメタン(別名プロモホルム)  
 二百二三 三・五・五 トリメチル 一 ヘキサノール  
 二百二四 一・三・五 トリメチルベンゼン  
 二百二五 オルト トルイジン  
 二百二六 パラ トルイジン  
 二百二七 トルエン  
 二百二八 二・四 トルエンジアミン  
 二百二九 二(二 ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別

名ナフロアニリド)  
 二百三十 鉛及びその化合物  
 二百三十一 ニツケル  
 二百三十二 ニツケル化合物  
 二百三十三 ニトリロ三酢酸  
 二百三十四 パラ ニトロアニリン  
 二百三十五 ニトログリコール  
 二百三十六 ニトログリセリン  
 二百三十七 パラ ニトロクロロベンゼン  
 二百三十八 N ニトロソジフェニルアミン  
 二百三十九 パラ ニトロフェノール  
 二百四十 ニトロベンゼン  
 二百四十一 二硫化炭素  
 二百四十二 ノニルフェノール  
 二百四十三 バリウム及びその水溶性化合物  
 二百四十四 ピクリン酸  
 二百四十五 二・四 ビス(エチルアミノ) 六 メチルチオ一  
 ・三・五 トリアジン(別名シメトリン)  
 二百四十六 ビス(八 キノリノラト)銅(別名オキシシン銅又は有機銅)  
 二百四十七 三・六 ビス(ニクロロフェニル) 一・二・四・  
 五 テトラジン(別名クロフェンチジン)  
 二百四十八 ビス(ジチオリン酸)S・S メチレン O・O・O  
 ・O テトラエチル(別名エチオン)  
 二百四十九 ビス(N・N ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)  
 二百五十 ビス(N・N ジメチルジチオカルバミン酸)N・N  
 エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメ  
 ート)

二百五十一 ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウムニクロリド  
 二百五十二 砒素及びその無機化合物  
 二百五十三 ヒドラジン  
 二百五十四 ヒドロキノン  
 二百五十五 四 ビニル 一 シクロヘキセン  
 二百五十六 ニ ビニルピリジン  
 二百五十七 一 (四) ビフェニルオキシ 三・三 ジメチル  
 一 (一H 一・二・四 トリアゾール 一 イル) ニブ  
 タノール(別名ピテルタノール)  
 二百五十八 ピペラジン  
 二百五十九 ピリジン  
 二百六十 ピロカテコール(別名カテコール)  
 二百六十一 フェニルオキシラン  
 二百六十二 オルト フェニレンジアミン  
 二百六十三 パラ フェニレンジアミン  
 二百六十四 メタ フェニレンジアミン  
 二百六十五 パラ フェネチジン  
 二百六十六 フェノール  
 二百六十七 三 フェノキシベンジルニ三 (二・二 ジクロロピ  
 ニル) ニ・ニ ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別  
 名ペルメトリン)  
 二百六十八 一・三 ブタジエン  
 二百六十九 フタル酸ジ ノルマル オクチル  
 二百七十 フタル酸ジ ノルマル ブチル  
 二百七十一 フタル酸ジ ノルマル ヘプチル  
 二百七十二 フタル酸ビス(ニ エチルヘキシル)  
 二百七十三 フタル酸ノルマル ブチルニベンジル  
 二百七十四 ニ ターシャリ ブチルイミノ 三 イソプロピル  
 五 フェニルテトラヒドロ 四H 一・三・五 チアジアジン

四 オン(別名プロフェジン)  
 二百七十五 N ターシャリ ブチル N (四 エチルベンゾイ  
 ル) 三・五 ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド  
 )  
 二百七十六 N 「一」(N ノルマル ブチルカルバモイル)  
 一 H 二 ベンゾイミダゾリル」カルバミン酸メチル(別名ベノ  
 ミル)  
 二百七十七 ブチル」(R) 二 「四」(四 シアノ 二 フル  
 オロフェノキシ)フェノキシ」プロピオナート(別名シハロホッ  
 プブチル)  
 二百七十八 ターシャリ ブチル」四 「」(一・三 ジメチル  
 五 フェノキシ 四 ピラゾリル)メチリデン」アミノオキシ  
 「メチル」ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)  
 二百七十九 二 (四 ターシャリ ブチルフェノキシ)シクロヘ  
 キシル」二 プロピニル」スルフィット(別名プロバルギット又  
 はBPPS)  
 二百八十 二 ターシャリ ブチル 五 (四 ターシャリ ブチ  
 ルベンジルチオ) 四 クロロ 三(二H) ピリダジノン(別  
 名ピリダベン)  
 二百八十一 N (四 ターシャリ ブチルベンジル) 四 クロ  
 ロ 三 エチル 一 メチルピラゾール 五 カルボキサミド(別  
 名テブフェンピラド)  
 二百八十二 N (ターシャリ ブチル) 二 ベンゾチアゾール  
 スルフェンアミド  
 二百八十三 ふつ化水素及びその水溶性塩  
 二百八十四 N・N プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜  
 鉛の重合物(別名プロピネブ)  
 二百八十五 プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン 一三一  
 一)

二百八十六 プロモトリフルオロメタン(別名ハロン 一三〇一)  
 二百八十七 二 プロモプロパン  
 二百八十八 プロモメタン(別名臭化メチル)  
 二百八十九 ヘキサキス(二 メチル 二 フェニルプロピル)ジ  
 スタノキサン(別名酸化フェンブタスズ)  
 二百九十 一・四・五・六・七・七 ヘキサクロロビスクロ「二・  
 二・一」 五 ヘプテン 二・三 ジカルボン酸(別名クロレン  
 ド酸)  
 二百九十一 六・七・八・九・十・十 ヘキサクロロ 一・五・五  
 a・六・九・九a ヘキサヒドロ 六・九 メタノ 二・四・三  
 ベンゾジオキサチエピン」三 オキシド(別名エンドスルファ  
 ン又はベンゾエピン)  
 二百九十二 ヘキサメチレンジアミン  
 二百九十三 ヘキサメチレン」ジイソシアネート  
 二百九十四 ベリリウム及びその化合物  
 二百九十五 ベンジリジン」トリクロリド  
 二百九十六 ベンジリデン」ジクロリド  
 二百九十七 ベンジル」クロリド(別名塩化ベンジル)  
 二百九十八 ベンズアルデヒド  
 二百九十九 ベンゼン  
 三百 一・二・四 ベンゼントリカルボン酸一・二 無水物  
 三百一 二 (二 ベンゾチアゾリルオキシ) N メチルアセト  
 アニリド(別名メフェナセツト)  
 三百二 ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCN  
 B)  
 三百三 ペンタクロロフェノール  
 三百四 ほう素及びその化合物  
 三百五 ホスゲン  
 三百六 ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)

三百七 ポリ(オキシエチレン)ニアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。)  
 三百八 ポリ(オキシエチレン)ニオクチルフェニルエーテル  
 三百九 ポリ(オキシエチレン)ニニルフェニルエーテル  
 三百十 ホルムアルデヒド  
 三百十一 マンガン及びその化合物  
 三百十二 無水フタル酸  
 三百十三 無水マレイン酸  
 三百十四 メタクリル酸  
 三百十五 メタクリル酸ニエチルヘキシル  
 三百十六 メタクリル酸ニ・三 エポキシプロピル  
 三百十七 メタクリル酸ニ(ジエチルアミノ)エチル  
 三百十八 メタクリル酸ニ(ジメチルアミノ)エチル  
 三百十九 メタクリル酸ノルマルブチル  
 三百二十 メタクリル酸メチル  
 三百二十一 メタクリロニトリル  
 三百二十二 (Z)ニメチルアセトフェノンニ四・六ジメチルニピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)  
 三百二十三 Nメチルアニリン  
 三百二十四 メチルニイソチオシアネート  
 三百二十五 Nメチルカルバミン酸ニイソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)  
 三百二十六 Nメチルカルバミン酸ニイソプロポキシフェニル(別名プロポキスル又はPHC)  
 三百二十七 Nメチルカルバミン酸ニ・三ジヒドロニ・二ジメチル七ベンゾ「b」フラニル(別名カルボフラン)  
 三百二十八 Nメチルカルバミン酸ニ・五ジメチルフェニル(別名XMC)  
 三百二十九 Nメチルカルバミン酸ニナフチル(別名カルバリル又はNAC)

三百三十 Nメチルカルバミン酸ニセカンダリブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)  
 三百三十一 メチルニ三クロロ五(四・六ジメトキシニピリミジニルカルバモイルスルファミル)ニメチルピラゾール四カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)  
 三百三十二 三メチル一・五ジ(二・四キシリル)一・三・五トリアザペンタ一・四ジエン(別名アミトラズ)  
 三百三十三 Nメチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)  
 三百三十四 六メチル一・三ジチオロ「四・五b」キノキサリンニオン  
 三百三十五 アルファメチルスチレン  
 三百三十六 三メチルピリジン  
 三百三十七 S一メチル一フェニルエチルニピペリジン一カルボチオアート(別名ジメピレート)  
 三百三十八 メチル一・三フェニレンニジイソシアネート(別名メタトリレンジイソシアネート)  
 三百三十九 二(一メチルプロピル)四・六ジニトロフェニル  
 三百四十 四・四メチレンジアニリン  
 三百四十一 メチレンビス(四・一シクロヘキシレン)ニジイソシアネート  
 三百四十二 N(六メトキシニピリジル)Nメチルチオカルバミン酸O三ターシャリブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)  
 三百四十三 九メトキシ七Hフロ「三・二g」「一」ベンゾピラン七オン(別名メトキサレン)  
 三百四十四 二メトキシ五メチルアニリン  
 三百四十五 メルカプト酢酸

- 三百四十六 モリブデン及びその化合物
- 三百四十七 りん酸二クロロ一 (二・四 ジクロロフェニル)
- (ビニル) ジエチル (別名クロルフェンビンホス又はCVP)
- 三百四十八 りん酸二クロロ一 (二・四 ジクロロフェニル)
- (ビニル) ジメチル (別名ジメチルビンホス)
- 三百四十九 りん酸一・二 ジブロモ 二・二 ジクロロエチル
- ジメチル (別名ナレド又はBRP)
- 三百五十 りん酸ジメチル二・二 ジクロロビニル (別名ジクロ
- ルボス又はDDVP)
- 三百五十一 りん酸ジメチル (E) 一 メチル 二 (N) メ
- チルカルバモイル) ビニル (別名モノクロトホス)
- 三百五十二 りん酸トリス (二 クロロエチル)
- 三百五十三 りん酸トリス (ジメチルフェニル)
- 三百五十四 りん酸トリ ノルマル ブチル

別表第二(第二条関係)

- 一 アセトアミド
- 二 パラ アニシジン
- 三 二 アミノ 五 ニトロベンゾニトリル
- 四 二 アミノピリジン
- 五 四 「(四 アミノフェニル) (四 イミノ 二・五 シクロ
- ヘキサジエン 一 イリデン) メチル」 二 メチルベンゼンア
- ミン塩酸塩 (別名マゼンタ)
- 六 パラ アミノフェノール
- 七 三 アミノ 四 メトキシアセトアニリド
- 八 四 アリル 一・二 ジメトキシベンゼン
- 九 インジウム及びその化合物
- 十 N エチルアニリン
- 十一 二 エチルアミノ 四 イソプロピルアミノ 六 メチルチ

- オ 一・三・五 トリアジン (別名アメトリン)
- 十二 O エチル O 二 (イソプロポキシカルボニル) フェニ
- ル N イソプロピルホスホルアミドチオアト (別名イソフェ
- ンホス)
- 十三 五 エチル 五 フェニル 二・四・六 (一H・三H・五H
- ) ピリミジントリオン (別名フェノバルビタール)
- 十四 一・二 エポキシブタン
- 十五 四 オキシラニル 一・二 エポキシシクロヘキサ
- 十六 オルトケイ酸テトラメチル (別名テトラメトキシシラン)
- 十七 二・四 キシレノール
- 十八 二 (四 クロロ 六 エチルアミノ 一・三・五 トリア
- ジン 二 イル) アミノ 二 メチルプロピオニトリル (別名
- シアナジン)
- 十九 五 クロロ N 「二 「四 (二 エトキシエチル) 二
- ・三 ジメチルフェノキシ」 エチル」 六 エチルピリミジン
- 四 アミン (別名ピリミジフェン)
- 二十 一 クロロナフタレン
- 二十一 O 六 クロロ 三 フェニル 四 ピリダジニル S
- ノルマル オクチル」 チオカルボナート (別名ピリデート)
- 二十二 パラ クロロフェノール
- 二十三 二 クロロプロピオン酸
- 二十四 アルファ シアノ 三 フェノキシベンジル 二・二 ジ
- クロロ 一 (四 エトキシフェニル
- (シクロプロパンカルボキシラート (別名シクロプロトリン)
- 二十五 (S) アルファ シアノ 三 フェノキシベンジル 三
- (二・二 ジクロロビニル) 二・二 ジメチル シス シク
- ロプロパンカルボキシラート (別名アルファ シベルメトリン)
- 二十六 一 (三・五 ジクロロ 二・四 ジフルオロフェニル)
- 三 (二・六 ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名テフルベン

ズロン)

- 二十七 二・二 ジクロロ N 「二 ヒドロキシ 一 (ヒドロキシメチル) 二 (四 ニトロフェニル) エチル」アセトアミド (別名クロラムフェニコール)
- 二十八 二・四 ジクロロ アルファ (五 ピリミジニル) ベンズヒドリル<sup>II</sup>アルコール (別名フェナリモル)
- 二十九 二 (二・四 ジクロロフェニル) 一 (一 H 一・二・四 トリアゾール 一 イル) 二 ヘキサノール (別名ヘキサコナゾール)
- 三十 ジナトリウム<sup>II</sup>四 アミノ 三 「四 (二・四 ジアミノフェニルアゾ) 一・一 ビフェニル 四 イルアゾ」五 ヒドロキシ 六 フェニルアゾ 二・七 ナフタレンジスルホナート (別名Cエダイレクトブラック三十八)
- 三十一 ジナトリウム<sup>II</sup>八 「三・三 ジメチル 四 「四 (パラ トリル) スルホニルオキシ」フェニルアゾ」一・一 ビフェニル 四 イルアゾ」七 ヒドロキシ 一・三 ナフタレンジスルホナート (別名Cエアシッドレッド百十四)
- 三十二 ジナトリウム<sup>II</sup>二・二 ビニレンビス「五 (四 モルホル) 六 アニリン 一・三・五 トリアジン 二 イルアミノ (ベンゼンスルホナート) (別名Cエフルオレスセント二百六十)
- 三十三 二・四 ジニトロ 六 オクチルフェニル<sup>II</sup>クロトナート及び二・六 ジニトロ 四 オクチルフェニル<sup>II</sup>クロトナートの混合物 (オクチル基が一 メチルヘプチル基、一 エチルヘキシル基又は一 プロピルベンチル基であるものの混合物に限る。)
- (別名ジノカップ又はDPC)
- 三十四 四・六 ジニトロ オルト クレゾール
- 三十五 メタ ジニトロベンゼン
- 三十六 二・三 ジヒドロ 六 プロピル 二 チオキソ 四 (一

H) ピリミジノン (別名プロピルチオウラシル)

- 三十七 ジビニルベンゼン
- 三十八 五・五 ジフェニル 二・四 イミダゾリジンジオン
- 三十九 一・四 ジプロモブタン
- 四十 一・三 ジプロモプロパン
- 四十一 ジベンジルエーテル
- 四十二 二・三 ジメチルアニリン
- 四十三 一・一 ジメチルヒドラジン
- 四十四 タリウム及びその水溶性化合物
- 四十五 チオアセトアミド
- 四十六 鉄カルボニル
- 四十七 一・一・二・二 テトラクロロエタン
- 四十八 テトラナトリウム<sup>II</sup>三・三 「(三・三 ジメトキシ 四・四 ビフェニレン) ビス(アゾ)」ビス(五 アミノ 四 ヒドロキシ 二・七 ナフタレンジスルホナート) (別名Cエダイレクトブルー十五)
- 四十九 二・三・五・六 テトラフルオロ 四 メチルベンジル<sup>II</sup>(Z) 三 (二 クロロ 三・三 トリフルオロ 一 プロペニル) 二・二 ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン)
- 五十 テルル及びその化合物 (水素化テルルを除く。)
- 五十一 トリクロロアセトニトリル
- 五十二 ナトリウム<sup>II</sup>三 「N 「四 「(ジメチルアミノ) フェニル」 「四 「N エチル」 (三 スルホナトフェニル) メチル」アミノ」フェニル」メチレン」 二・五 シクロヘキサジエン 一 イリデン」 N エチルアンモニオ」ベンゼンスルホナート (別名Cエアシッドバイオレット四十九)
- 五十三 ナトリウム<sup>II</sup>一・一 ビフェニル 二 オラート
- 五十四 二硝酸プロピレン



五十五 メタ ニトロアニリン  
 五十六 五 「N・N ビス(二 アセチルオキシエチル)アミノ  
 一」二 (二 ブロモ 四・六 ジニトロフェニルアゾ) 四  
 メトキシアセトアニリド  
 五十七 ビフェニル  
 五十八 フェナントレン  
 五十九 パラ (フェニルアゾ) アニリン  
 六十 フタル酸ジイソブチル  
 六十一 一 ターシャリ ブチル 三 (二・六 ジイソプロピル  
 四 フェノキシフェニル) チオ尿素(別名ジアフェンチウロン  
 )  
 六十二 ターシャリ ブチル<sup>||</sup>ヒドロペルオキシド  
 六十三 一・三 プロパンスルトン  
 六十四 N プロピル N 「二 (二・四・六 トリクロロフェ  
 ノキシ)エチル」イミダゾール 一 カルボキサミド(別名プロ  
 クラズ)  
 六十五 二 プロピン 一 オール  
 六十六 二 (四 ブロモジフルオロメトキシフェニル) 二 メ  
 チルプロピル<sup>||</sup>三 フェノキシベンジルエーテル(別名ハルフェ  
 ンプロックス)  
 六十七 パラ ブロモフェノール  
 六十八 三 ブロモ 一 プロペン(別名臭化アリル)  
 六十九 ヘキサデシルトリメチルアンモニウム<sup>||</sup>ブロミド  
 七十 ヘキサヒドロ 一・三・五 トリニトロ 一・三・五 トリ  
 アジン(別名シクロナイト)  
 七十一 ベンゾチアゾール  
 七十二 ペンタデカフルオロオクタタン酸アンモニウム  
 七十三 メチル<sup>||</sup>二 (四・六 ジメトキシ 二 ピリミジニルオ  
 キシ) 六 「一 (メトキシイミノ)エチル」ベンゾアート(

別名ピリミノバツクメチル)  
 七十四 メチルヒドラジン  
 七十五 二 メチル 一・一 ビフェニル 三 イルメチル<sup>||</sup>(Z  
 ) 三 (二 クロロ 三・三・三 トリフルオロ 一 プロペ  
 ニル) 二・二 ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別  
 名ビフェントリン)  
 七十六 メチル<sup>||</sup>三 (四 メトキシ 六 メチル 一・三・五  
 トリアジン 二 イルカルバモイルスルファモイル) 二 テノ  
 アート(別名チフェンスルフロンメチル)  
 七十七 四・四 メチレンビス(N・N ジメチルアニリン)  
 七十八 メチレンビス(四・一 フェニレン)<sup>||</sup>ジイソシアネート  
 七十九 四・四 メチレンビス(二 メチルシクロヘキサアンミン  
 )  
 八十 りん酸(Z) 二 クロロ 一 (二・四・五 トリクロロ  
 フェニル) ビニル<sup>||</sup>ジメチル(別名テトラクロルピンホス又はC  
 VMP)  
 八十一 りん酸トリス(二 エチルヘキシル)